

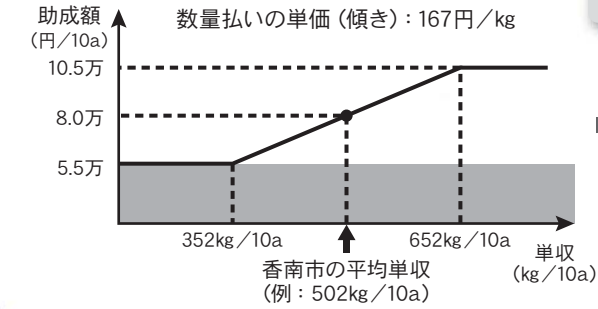
平成27年産米において主食用米の価格の安定と農業経営の安定につなげるため、消費量の減少が続く主食用米から、国内需要の大きい飼料用米への切り替えをおすすめします！

稲作農家の皆さまへ 飼料用米に 取り組みませんか？

■水田活用の直接支払交付金（飼料用米）

主食用品種（コシヒカリなど）で実際の収量に応じた金額（5.5～10.5万円/10a）が交付されます。

●交付金額のイメージ



交付金収入（例）

戦略作物助成	80,000円/10a	(平均単収どおりの量を出荷した場合)
産地交付金	10,000円/10a	(認定農業者または人・農地プランに地域の中心となる経営体として掲載された方)
計90,000円/10a		

- さらに、取り組みによって以下の加算もあります。
- ◆ 耕畜連携助成（1.3万円/10a）※ワラを利用する場合
 - ◆ 多収性専用品種の取り組み（1.2万円/10a）

※交付金単価は27年3月末現在の予定

▼お問い合わせ 香南市地域農業再生協議会 ☎57-7535

ハウス園芸用炭酸ガス発生機等の経費を補助します

ハウス園芸作物の増収を図るため、炭酸ガスを供給する機器類を導入する経費を補助します。

- #### ■対象機器
- ①炭酸ガス発生機
 - ②環境測定装置
 - ③濃度コントローラー
 - ④局所施用ダクトファン
- #### ■対象品目
- ナス、ピーマン、シシトウ、キュウリ、オクラ、ミョウガ、ニラ、ネギ、甘藷、トマト、メロン、スイカ、新シヨウガ、ハウスミカン、トルコギキョウ、ユリなど

■補助金限度額

66万6,000円/戸（県補助金含む）

■申込み締切り

6月30日（火）

■問い合わせ 市役所農林課

県中央東農業振興センター ☎53-3039

土佐香美農業協同組合 農総合センター ☎56-12372

南海トラフ大地震に備えた 農業用燃料タンク対策研修会

南海トラフを震源とした巨大地震では、強い揺れや津波の発生が想定されており、農業用燃料タンクからの重油の流出や、火災の発生が懸念されています。平成24年度に実施した燃料タンクの調査では、香南市には72基あり、その35%の251基が津波の予想浸水域内に設置されています。

平成26年度から「燃料タンク対策事業」として、流出防止装置付きタンクや防油堤の整備に取り組みしており、今年度から国の「施設園芸産地防災実証モデル導入事業」により、対策が円滑に推進できる体制となります。そこで、事業について関係者の理解を深めるため、研修会を開催します。ぜひご参加ください。



■日時 5月14日（木）13時30分～15時30分

■場所 JA土佐香美本所2階

■問い合わせ 市役所農林課 県中央東農業振興センター ☎53-3039

土佐香美農業協同組合 農総合センター ☎56-12372

パートタイム労働法 Q&A

■ご存じですか！

Q. 労働条件通知書に昇給の有無・退職手当の有無、相談窓口の記載がないのですが…？

A. パートタイム労働法では、労働条件通知書の中に昇給の有無・賞与の有無・退職手当の有無、および相談窓口について明示、記載することが義務付けられています。

お問い合わせ／高知労働局雇用均等室 ☎088-885-6041



各種教室を実施しています

深刻化する少年非行や少年犯罪および、高齢者の犯罪被害防止交通安全事故防止に对应するため、当協議会および警察署では各種教室を実施しています。

▼誘拐被害防止教室 保育所・幼稚園・小学校で、児童を対象に実施



▼高齢者安全教室

各地区公民館等で、65歳以上の方を対象に実施

▼非行防止教室・薬物乱用防止教室

小中学校・高等学校で、生徒・児童を対象に関係機関と協力して実施

▼親子の絆教室

幼稚園・保育所等で、園児の保護者を対象に実施
今後とも安全安心まちづくり活動に地域の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願ひします。

（香南警察署内・香南地区地域安全協議会地域安全アドバイザー・長田麻紀 ☎55-0110）



5月11日（月）～20日（木） 子どもと高齢者の交通事故防止

自転車の交通安全マナーを高めよう ～自転車は「くるま」の仲間～

幅広い年齢層に利用されている身近な自転車ですが、自転車が行き交う歩行者に衝突し、歩行者に重度の障害を負わせたこと、約9千万円の損害賠償を命じた裁判例もあるように、自転車の運転には大きな責任が伴います。ルールとマナーをしっかり守り、交通事故を防止しましょう。

■自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ②車道は左側を通行
 - ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ④安全ルールを守る
 - ⑤子どもはヘルメットを着用
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 自転車は車道の左側通行が原則ですが、「標識や標示によって歩道を通行できる場合」、「13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が運転する場合」、「車道通行が危険な場合」などは歩道を通行できます。

■自転車運転者講習が始まります！

6月1日から、自転車を運転中、一定の期間内に危険なルール違反を繰り返した方に対して、公安委員会が自転車運転者講習の受講を命令し、命令を受けた方は受講しなくてはなりません。

また、命令を無視して受講しなかった時は、5万円以下の罰金となります。

（高齢者アドバイザー・岡崎由美 ☎55-0110）



「自転車の歩道通行可」の標識

団地からスーパーがなくなると何年たつたでしょうか、いつも気軽に歩いて行っていた頃がすっかり昔になりました。



当時この団地に住んだ理由も近くにスーパーがあったからでした。30年以上ここで暮らし、私が80歳近くで店が閉店しました。「さて困った」にかくタクシーや、「近所さんの車に乗せて

リフレッシュ移動サロン

もらった、バスは時間が気になり、慣れない量販店をあちこち買い物する日々が続きました。そのうち、ありがたいことに近所まで出前スーパーの車が来てくれるようになりました。

並みもすっかり変わりました。ある日、市福祉協議会の方が訪ねてきて「リフレッシュ移動サロン」という高齢者対象の週一回の

「相乗り買い物・送迎車」があることを知って、すぐ申し込みました。初めは多少の不安もありましたが今ではすっかり楽しみになっています。

「相乗り買い物・送迎車」があることを知って、すぐ申し込みました。初めは多少の不安もありましたが今ではすっかり楽しみになっています。

※市内在住者に、チラシを書いてもらうコーナーです